

## 経過的特別支給金の支給について(案)

- 労災保険の社会復帰促進事業（福祉事業に相当）で実施されている特別支給金のうち特別年金及び特別一時金は、賞与の支払いがあった者に限定して賞与の一定割合を支給している。  
これに対し、平成22年1月前の船員保険では、賞与の支払いの有無にかかわらず、一律に年金額等の8%を第2種特別支給金として支給していた。  
したがって、賞与が支払われない者については、従前水準を下回っている実態がある。
- 平成22年1月前の船員保険の福祉事業のうち労災保険や雇用保険の枠組みで実施できるものは当該制度で対応するという基本的な整理が行われており、また、制度全体をみれば給付水準が改善された者もあり全体水準が低下しているとは言えないが、激変緩和を図るという観点から、以下のとおり経過的特別支給金を支給することとする。

## 対象期間

平成 22 年 1 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに労災年金等の支給事由が発生したもの。  
その後の取扱いは、給付実績等をみた上で、改めて検討する。

## 対象者

労災保険法の規定による年金（障害・遺族）や一時金（障害・遺族）を受ける者。

ただし、

- 災害発生前 1 年間に於いて賞与が支給されている者
- 労災保険の給付基礎日額を船員保険の標準報酬月額に換算した等級が 1 等級以上高くなる者については、支給しない。

## 支給額

経過的特別支給金は、次の金額を一時金として支給する。

労災保険の年金受給者 …… 年金支給額 × ( 8 ~ 5 % )<sup>(注1)</sup> × 5 年分<sup>(注2)</sup>

労災保険の一時金受給者 …… 一時金支給額 × ( 8 ~ 5 % )<sup>(注1)</sup>

(注 1 ) H22.1 ~ 24.3 8 %、H24 年度 7 %、H25 年度 6 %、H26 年度 5 %

(注 2 ) 障害(遺族)年金差額一時金 (年金受給者が早期に失権した場合に一定額を支給するもの) の補償年数の平均

- ・ 障害年金〔1 級〕4.6 年 ~ 〔7 級〕5.7 年
- ・ 遺族年金〔子無〕6.5 年、〔子 1 人〕5.5 年、〔子 2 人〕3.4 年

	特別給与（賞与）が支給されているケース	特別給与（賞与）が支給されていないケース
旧船員保険	<p>法定給付 （標準報酬月額 × 支給月数）</p> <p>第二種特別支給金 （法定給付の8%）</p>	<p>法定給付 （標準報酬月額 × 支給月数）</p> <p>第二種特別支給金 （法定給付の8%）</p>
労災保険	<p>法定給付 （給付基礎日額 × 支給日数）</p> <p>特別年金又は特別一時金                      （災害発生前1年間に労働者に対して支払われた特別給与の総額を365で除して得た額（ただし、その額が給付基礎日額に365を乗じて得た額の20%を超える場合は20%に相当する額）を障害程度等に応じた支給日数に乗じた額）</p>	<p>法定給付 （給付基礎日額 × 支給日数）</p> <p>労災保険の特別年金及び特別一時金については、特別給与（賞与）が支給されていない場合には支給されない。</p>